

(4) 農 道

農地整備事業 (通作条件整備)	事業主体 県 市町村	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班
--------------------	------------------	--

趣 旨

農地整備や農業関連施設の整備と関連した地域農業の振興に必要な農道の整備を実施するとともに、老朽化した農道の保全対策を実施するもの。

事業の内容

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う。

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う。

イ 樹園地等型

経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図りかつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地(畑作に転換した水田を含む。)を主体とした農用地、又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第1項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備を行う。

ウ 農業集落間型

農業の生産条件が不利な地域において、農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)第2条4項に定める農業集落を結ぶ農道の整備を行う。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

採 択 基 準

- (1) 基幹農道整備の保全対策型及び一般農道整備の保全対策型の実施に当たっては、個別施設毎の具体的な対策方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。
- (2) それ以外の実施にあたっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。
- (3) その他については、以下の要件による。

採択基準	事業区分					
	基幹農道整備		一般農道整備			
	一般型	保全対策型	一般型	樹園地等型	農業集落間型	保全対策型
1) 受益面積 (農振農用地)	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね30ha以上	おおむね50ha以上
特例値	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	—	おおむね30ha以上
特例値該当法令	②③④⑭	②③④⑭	②③④⑭	②③④⑭	①②③④⑤⑨⑭	②③④
2) 事業費	1億円以上	3,000万円以上	5,000万円以上	幹線農道 5,000万円以上	5,000万円以上	3,000万円以上
3) 幅員 (m)	車道幅員 4m以上	—	全幅員 4.5m以上	全幅員 幹線農道4.5m以上 支線農道3m以上 末端耕作道2m以上	車道幅員 4m以上	—
特例値	車道幅員 3m以上	—	全幅員 4m以上	全幅員 4m以上	—	—
特例値該当法令	①②④⑭	—	②③④⑥⑧⑭	②③④⑥⑧	—	—
4) その他基準	—	農業農村整備事業等 農林水産省所管事業 により農道として造 成された路線、ふる さと農道緊急整備事 業により造成された 路線、地域再生法に 基づき造成された路 線であること。	—	樹園地又は⑪⑫⑬を 主とした区域 総延長がおおむね 500m以上である軌 道等運搬施設。(野 菜指定産地における 畑地帯又は田畑輪換 を行う水田地帯にお いて行うものを除 く。)	⑨又は⑩に該当する 区域	広域農道及び能面農 道以外で農業農村整 備事業により造成さ れた路線であるこ と。
5) 車種構成	自動車交通量のう ち、農業に係るもの が過半を占めるもの であること。	—				

特例値該当法令一覧

- ① 離島振興法
- ② 山村振興法
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
- ④ 半島振興法
- ⑤ 特定農山村における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ⑥ 豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯
- ⑦ 水源地域対策特別措置法
- ⑧ 急傾斜地帯（受益地の平均傾斜度が15度以上の地域、水田地帯は除く）
- ⑨ 構造改善局長が定める地域(林野率50%以上、主傾斜 1 /100以上の農用地の面積が50%以上)
- ⑩ 5法指定（①②③④⑤）を受けた区域および準ずる区域
- ⑪ 野菜生産出荷安定法
- ⑫ 田畑輪換を行う水田地帯の農用地
- ⑬ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
- ⑭ 棚田地域振興法

負 担 割 合	区 分		国	県	その他	備 考
	(1) 基幹農道整備	ア 一般型	50	未定	未定	※分割地区の場合、(1)のア、(2)のア～ウの補助率は従前事業に準じる。
		イ 保全対策型	50	25	25	
	(2) 一般農道整備	ア 一般型	50	未定	未定	※(1)のイ、(2)のエの補助率は県営の場合。団体営は県(0)、その他(50)。
		イ 樹園地等型				
		ウ 農業集落間型				
		エ 保全対策型	50	25	25	

※ (1) のア、(2) のア～ウは県が事業実施主体。(1) のイ、(2) のエは県または市町村が事業実施主体。

農村整備事業 (農道・集落道整備事業)	事業主体 県 市町村	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班
---	---	--

趣 旨

農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行うもの。

事業の内容

1 強靱化型

既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去を行う。

2 高度化型

農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のための既設の農道又は集落道の改良を行う。

3 調査計画策定

農道・集落道の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

4 計画策定等事業

施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした事業の実施に必要な諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な施設計画（整備方針）の策定を行う。また、農道及び集落道の機能保全計画の策定（機能保全計画の策定に必要な該施設の点検・診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む。）を行う。

採択要件

1 強靱化型

(1) 個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

ア 受益面積がおおむね50ヘクタール以上（中山間地域等において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上）を有し、かつ、農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上）であるもの

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの

ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの

エ 施設の再編・集約を行うもの

(2) 総事業費がおおむね3,000万円以上（(1)のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上）であること。

2 高度化型

(1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。

(2) 総事業費がおおむね3,000万円以上であること。

3 調査計画策定

1又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

4 計画策定等事業

(1) 施設計画（整備方針）を策定する場合にあつては、当該事業費が200万円以上であること。

(2) 機能保全計画を策定する場合にあつては、1 から 2 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

負担割合	区 分		国	県	その他	備 考
	既設の農道 又は集落道	1 強靱化型	50	未定	未定	※柳田峠2期地区については、1の補助率を県11/30、その他4/30とする。
		2 高度化型	50	未定	未定	
		3 調査計画策定	50	未定	未定	
		4 計画策定等事業	定額	—	—	※1～3の新規地区については財政課との協議の上、その補助率を定める。 団体営は県(0)、その他(50)。